

子 発 0322 第 4 号
平成 31 年 3 月 22 日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分については、「厚生労働省所管一般会計基準等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号本職通知。以下「承認基準」という。）により行われているところであるが、今般、承認基準の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 31 年 3 月 22 日から適用することとしたので通知する。

新（改正後）	旧（改正前）
<p>別添1（略）</p> <p>別添2</p> <p style="text-align: center;">子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例</p> <p>子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。）に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。</p> <p>1 申請手続の特例（包括承認事項） 以下に掲げる財産処分であって<u>別紙様式により厚生労働大臣等への報告があったもの</u>については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 幼保連携型認定こども園等に係る保育所の以下の財産処分</p> <p>① 保育所の一部を幼保連携型認定こども園における教育を実施する部分（以下「教育部分」という。）若しくは幼稚園機能に転用し、又は地方公共団体、社会福祉法人若しくは学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、教育部分又は幼稚園機能を設置することにより、認定こども園となる場合の財産処分。</p> <p>② 保育所の一部を幼稚園に転用し、又は地方公共団体、社会福祉法人若しくは学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、幼稚園を設置する際の財産処分であって、次の要件を満たすことを市町村（特別区を含む。）が認めたもの。（①を除く。） ア 保育所の一部を幼稚園に転用等することにより、保育所児の処遇が低下せず、かつ地域の子育て環境の向上を図ることが出来ること。 イ 地方公共団体の施策として、保育所と幼稚園の連携を推進することとされていること。</p> <p>③ 保育所の全部を教育部分に転用し、又は地方公共団体、社会福祉法人若しくは学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、教育部分を設置することにより、届出を行い、又は認可を受けて幼保連携型認定こども園となる場合の財産処分であって、次の要件を満たすことを市町村（特別区を含む。）が認めたもの。（①を除く。） ア 保育所の全部を教育部分に転用等することにより、保育所児の処遇が低下せ</p>	<p>別添1（略）</p> <p>別添2</p> <p style="text-align: center;">子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例</p> <p>子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。）に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。</p> <p>1 申請手続の特例（包括承認事項） 以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 幼保連携型認定こども園等に係る保育所の以下の財産処分</p> <p>① 保育所の一部を幼保連携型認定こども園における教育を実施する部分（以下「教育部分」という。）若しくは幼稚園機能に転用し、又は地方公共団体、社会福祉法人若しくは学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、教育部分又は幼稚園機能を設置することにより、認定こども園となる場合の財産処分。</p> <p>② 保育所の一部を幼稚園に転用し、又は地方公共団体、社会福祉法人若しくは学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、幼稚園を設置する際の財産処分であって、次の要件を満たすことを市町村（特別区を含む。）が認めたもの。（①を除く。） ア 保育所の一部を幼稚園に転用等することにより、保育所児の処遇が低下せず、かつ地域の子育て環境の向上を図ることが出来ること。 イ 地方公共団体の施策として、保育所と幼稚園の連携を推進することとされていること。</p> <p>③ 保育所の全部を教育部分に転用し、又は地方公共団体、社会福祉法人若しくは学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、教育部分を設置することにより、届出を行い、又は認可を受けて幼保連携型認定こども園となる場合の財産処分であって、次の要件を満たすことを市町村（特別区を含む。）が認めたもの。（①を除く。） ア 保育所の全部を教育部分に転用等することにより、保育所児の処遇が低下せ</p>

ず、かつ地域の子育て環境の向上を図ることが出来ること。
イ 地方公共団体の施策として、保育所と幼稚園の連携を推進することとされていること。

(5) 小規模保育事業所を保育所に転用し、又は地方公共団体、社会福祉法人若しくは学校法人に無償譲渡若しくは無償貸付し、保育所となる場合の財産処分。(財産処分後に利用定員総数が増加する場合に限る。)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

2～3 (略)

ず、かつ地域の子育て環境の向上を図ることが出来ること。
イ 地方公共団体の施策として、保育所と幼稚園の連携を推進することとされていること。

(5) 社会福祉法人が行う補助財産取得後の抵当権の設定であって、厚生労働省承認基準第3の3(2)の要件を満たし、かつ、以下のいずれかの要件を満たすもの。

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して補助財産を担保に供する場合
- ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して補助財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(6) 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)により耐震化のため代替施設を整備する場合及び保育所等整備交付金により耐震化のため代替施設を整備する場合の児童福祉施設等の補助施設等の取壊し又は廃棄。(耐震診断等で耐震性に問題があることが客観的に証明できる場合に限る。)

※ 児童福祉施設等の補助施設等

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金の補助事業により取得した児童福祉施設、婦人保護施設、児童相談所及び婦人相談所、保育所等整備交付金の補助事業により取得した保育所(分園を含む)、認定こども園又は小規模保育事業所、子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の補助事業により取得した保育所(分園を含む)、認定こども園又は小規模保育事業所及び次世代育成支援対策施設整備交付金により取得した次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令(平成17年厚生労働省令第79号)第1条第2項に規定する施設並びに少子化対策臨時特例交付金により取得し又は効用の増加した児童福祉施設等及び幼稚園。

(7) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の児童福祉施設等の補助施設等の一部の転用(※)であって、次の条件をいずれも満たす場合

ア 転用後の用途が別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等(厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等又は企業主導型保育事業を行う施設に限る。)であること。

イ 当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているものとの判断の下に行うものであること。

※ 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。

2～3 (略)

別表 (略)

別紙様式

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

(厚生労働大臣
〇〇厚生(支)局長) 殿

補助事業者名 印

〇〇施設等施設整備費国庫補助金(*1)により取得した△△施設
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づき(*2)、次の処分について報告します。

別表 (略)

(新設)

1. 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

(新設)

2. 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	

3. 経費及び処分の理由

--

4. 子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例の1の該当項目 (番号を○で囲む。)

・地方公共団体 → (1) (3) (4) ① ② ③ (5) (7) (8)

・地方公共団体以外の者 → (2) (3) (4) ① ② ③ (5) (6) (7)

5. 添付資料

- ・対象施設の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

- * 1 「〇〇施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。
- * 2 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名（例：医療施設近代化施設）を記載すること。
- (2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑥処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：〇〇施設を□□施設（定員〇名）に転用。

〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設（定員〇名）と□□施設（定員〇名）に変更。

〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。

社会福祉法人〇〇に譲渡し、同一事業・定員で継続。

〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例の1の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1)対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2)承認基準の特例1の(4)の場合には、写真は添付しなくても構わない。

(3)間接補助事業については、施設設置者（間接補助事業者）からの財産処分報告書の写しを添付すること。

(4)補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(5)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

(新設)

別添3 (略)

別添3 (略)